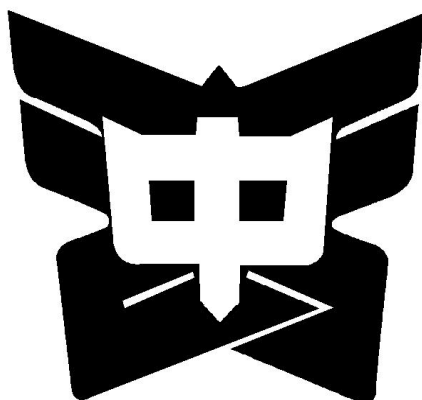


令和5年度

学校いじめ防止基本方針



大津市立真野中学校

〒520-0225

滋賀県大津市清風町 24 番 1 号

電話 077 (573) 6984

FAX 077 (573)

4583

E-MAIL mano-

j@otsu.ed.jp

HP

[http://www.otsu.ed.jp/m](http://www.otsu.ed.jp/mano-j/)

[ano-j/](http://www.otsu.ed.jp/mano-j/)

令和5年度 大津市立真野中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、真野中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、真野中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・	P.2
	（1） いじめの未然防止	
	（2） いじめの早期発見	
	（3） いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置 ・・・・・・・・・・	P.9
	（1） 役割	
	（2） 構成員	
	（3） 関係する校内委員会等との連携	
	（4） いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ・・・・・・・・	P.11
	（1） 基本方針、年間計画の見直し	
	（2） 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画 ・・・・・・・・・・	P.12

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	【重点・必ず実施を】 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ありがとう週間」を6月に設け、周りの人に対する感謝の気持ちを伝えることで、人の大切さや命の大切さを見つめ直す機会にする。 ・「ピアカウンセリング」を2月に実施し、生徒同士が互いに悩みを打ち明け、解決方法を考えることで、共感の輪を広げる。 ・「朝のあいさつ運動」を毎週実施する。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・2月に保健委員会による「ピア・カウンセリング」を行い、生徒が相談に対してアドバイスを返すことで、不安の解消に役だてる。 ・「ピンクシャツデー」の取り組みを通し、生徒一人ひとりがいじめを許さない学校作りを目指す。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に、道徳や学活等で「いじめは許されない、絶対しない、見逃さない」をテーマに授業を行う。 ・10月に、ピア・メディエーションを取り入れ、望ましい人間関係の作り方を学ばせる。 ・ネットの適正な利用について、外部講師を招いての学習会を実施する。 ・保健便り等で「ストレスマネジメント」を行う。
37	【重点・必ず実施を】 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット上でのいじめ問題に関する普及啓発 ・ネットの適正な利用について、外部講師を招いての学習会を実施 ・保護者・教師向け研修会の開催（PTAと共催） ○情報モラル教育の推進 ・各授業でのICT機材の使用時や道徳で、情報モラルについて触れる。 ○不適切な書き込みの発見と確認、削除の手順をマニュアル化し対応する
38	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等で人間関係に悩みを持つ生徒に個別の相談を行う。この相談には、SCとの相談も希望できるようにする。生徒が安心して相談できるよう、困っていることや心配していること等時間をかけて話を聞く。

39	子どもの心を豊かにする 道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月に「命の学習」期間を設け、道徳や学活等において、「いじめは許されない」「いじめを絶対しない」「いじめを見逃さない」をテーマに授業を実施する。 ・ 10月の「命の学習」では、ピア・メディエーションの学習を取り入れ、望ましい人間関係の作り方を学ぶ。 ・ 助産師を招いて、3年生を対象に命の大切さについて学び、保護者からの手紙を紹介し、自分が大切に育てられてきたかけがえのない存在であることを自覚する。
40	自他ともに認め合う人 権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産師を招いて、3年生を対象に命の大切さについて学び、保護者からの手紙を紹介し、自分が大切に育てられてきたかけがえのない存在であることを感じる体験を持つ。
41	分かりやすい授業づくり・ 子どもの存在や意見が尊重 される学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学期、生徒会執行部で「みんな遊び」を企画し、昼休みに全学年で交流を深め、仲間作りを進める。その際、仲間の輪に入れない生徒に声かけをしたり、気になる行動・言動がある生徒に、生徒会執行部や部活動の先輩など、関わりのある生徒を中心に声をかけたりする。
42	思いやりの心を育てる 異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会執行部で「みんな遊び」を企画する。また小学校と共に地域清掃を行い交流を深め仲間作りを進める。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針 の策定、保護者・地域へ の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導部会で各取り組み目標の土台を固め、職員会議にて周知する。 ・ あいさつ運動、街頭補導等、地域における青少年健全育成に向けた働きかけを行う。 ・ 学校運営協議会の中で、拡大いじめ対策委員会を開き、学校がいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価などを協議し、いじめ問題に対する協働のための取り組みを始める。 ・ 生徒指導通信で、いじめ防止に関して学校の姿勢を示すと共に、地域や保護者にいじめ防止に関する啓発と協力を呼びかける。
44	【重点・必ず実施を】 保護 者・地域に向けた子ども 支援コーディネーター等 学校への相談の呼びか け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事や保護者会、地域のとの会合等にて、子ども支援コーディネーターの役割について説明する機会をできるだけ多く設定する。 ・ 学校だよりや生徒指導通信等を用いて、相談の呼びかけを行う。
45	いじめ対策に関する校内 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月当初と8月、10月の職員会議で、いじめ防止対応の研修を行う。

		・小中合同で、生徒対応の仕方や保護者・校園の連携について研修する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・生徒指導記録の記入・保存の徹底 いじめられた子、いじめた子への聞き取り内容の記録、保護者や関係機関との相談内容等は、聞き取りシート使用し、専用のファイルを作成いじめ対応担当者が、いじめ事案について記録を時系列でまとめる。

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃らいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	【重点・学期に1回以上は必ず実施を】いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・5月・9月に生徒の「くらまね」を用いた生活調査アンケートを行う。 ・10月、2月にいじめに特化したアンケートを行う。 ・11月に保護者対象の学校生活アンケートを実施し、いじめの予兆をつかみ早期対応に生かす。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等で、人間関係に悩みを持つ生徒に、個別の相談を行う。この相談には、SCとの相談も希望できるようにする。生徒が安心して、相談できるよう、困っていることや心配していることなど、時間をかけて話を聞く。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週のあいさつ運動や下校時の正門前一斉見守り活動に、PTA・真野中学校区補導委員会・大津北警察署にも参加していただき、複数の大人の目で子どもを見守り・気になる生徒への声かけ活動を実施する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉見守り活動に、PTAにも参加していただき、複数の大人の目で子どもを見守り・気になる生徒への声かけ活動を実施。その場で情報交換をおこなう。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、いじめ対策推進委員会を開き、各学年・クラスの情報を把握し、いじめ事象につながる問題を把握し、早期の指導体制構築につなげる。 ・学年生徒指導部と全体の生徒指導部の連携を密にし、情報交換を行う。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	<ul style="list-style-type: none"> ・疑い事案が確認された場合、早急にいじめ対策委員会を開催する。 ・いじめ対策委員会にて、組織的に「情報共有」「対応方針」の検討を行い、翌授業中に教育委員会に概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○真野校区保幼小中生徒指導担当者連絡協議会の設置 ・真野中学校区内の小中学校の生徒指導担当者、子ども支援コーディネーター、また保育園・幼稚園の担当者の連絡協議会を学期に1回を原則として実施し、いじめ防止の取り組み交流やいじめ事案への協力、兄弟姉妹のケアの協力体制を構築する。

		・ 小学校での指導例や事案を職員会議等で職員に伝える。
--	--	-----------------------------

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	【重点】 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	週1回定期的に開催（情報交換）。 ・ 少しでもいじめの疑いがあるときはただちにいじめ対策会議を開く。

55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	<p>○生徒に寄り添った聞き取り（複数で）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実確認だけでなく、被害者の思いを大切に、寄りそう姿勢の聞き取りを実施。 ・心に傷を負っている場合も考えられるので、ＳＣへも接続し、思いをゆっくりと話させる時間を確保する。 ・担任や関わりの深い教師、養護教諭、ＳＣで、心の傷を癒すカウンセリングを実施。 <p>○いじめられた生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒は可能であれば自分がどう思っていたのか、どんな気持ちであったのかを話させ、お互いの考え・思いを共有させる。 ・担任や関わりの深い教師、養護教諭、ＳＣで、心の傷を癒すカウンセリングを実施。 ・子どもの訴えがあれば、別室などで過ごす時間なども確保するなど、いじめられた生徒が、再び立ち返って、自分の思いを話し、教室で落ち着いて過ごせるまで、最大限のケアを実施する。 <p>○いじめた生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実確認の上、なぜそのような行動に至ったのかを自分で考えさせ、反省につなげる聞き取り・指導 ・頭ごなしで叱るのではなく、自らの行動を冷静に振り返らせる。
56	インターネット上のいじめへの対応	<p>不適切な書き込みの発見と確認、削除を市発行のマニュアルにて、対応する。</p> <p>※生徒や保護者、地域などからネット上に不適切な発言が書き込まれたとの申し出があった場合は、きめられた手順で指導を行う。（動画、画像も同様の手続きをとる）</p>
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に必要なアンケートを実施し、詳細に事実調査を行う。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	<p>○生徒指導記録の記入・保存の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援コーディネーターがいじめ事案について記録を時系列でまとめる。 ・聞き取りシートを統一する。 <p>○聞き取りシートはファイリングして保存（５年間保存）</p>

59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	<p>(1) いじめられた子の保護者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任および学年主任または学年生徒指導等が、家庭訪問を実施して、第一報および今後の指導・支援の流れを説明する。 ・いじめ防止対策委員会やいじめた子への聴き取りなど、事実が明らかになった時点で、再度家庭訪問を行い、事実の報告を行う。また、保護者と共に今後の支援のあり方を説明し、流れを確認する。 <p>(2) いじめた子の保護者への連絡と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大な事案については、警察と連携して対応する。 ・家庭に電話連絡し、保護者に来校願いや、事実の説明と指導の方針を伝える。この際、いじめられた子の思いも伝える。 ・反省して、これから再出発し、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、学校と保護者が共通の目線で見守り、指導していくことを確認する。
----	---------------------	---

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

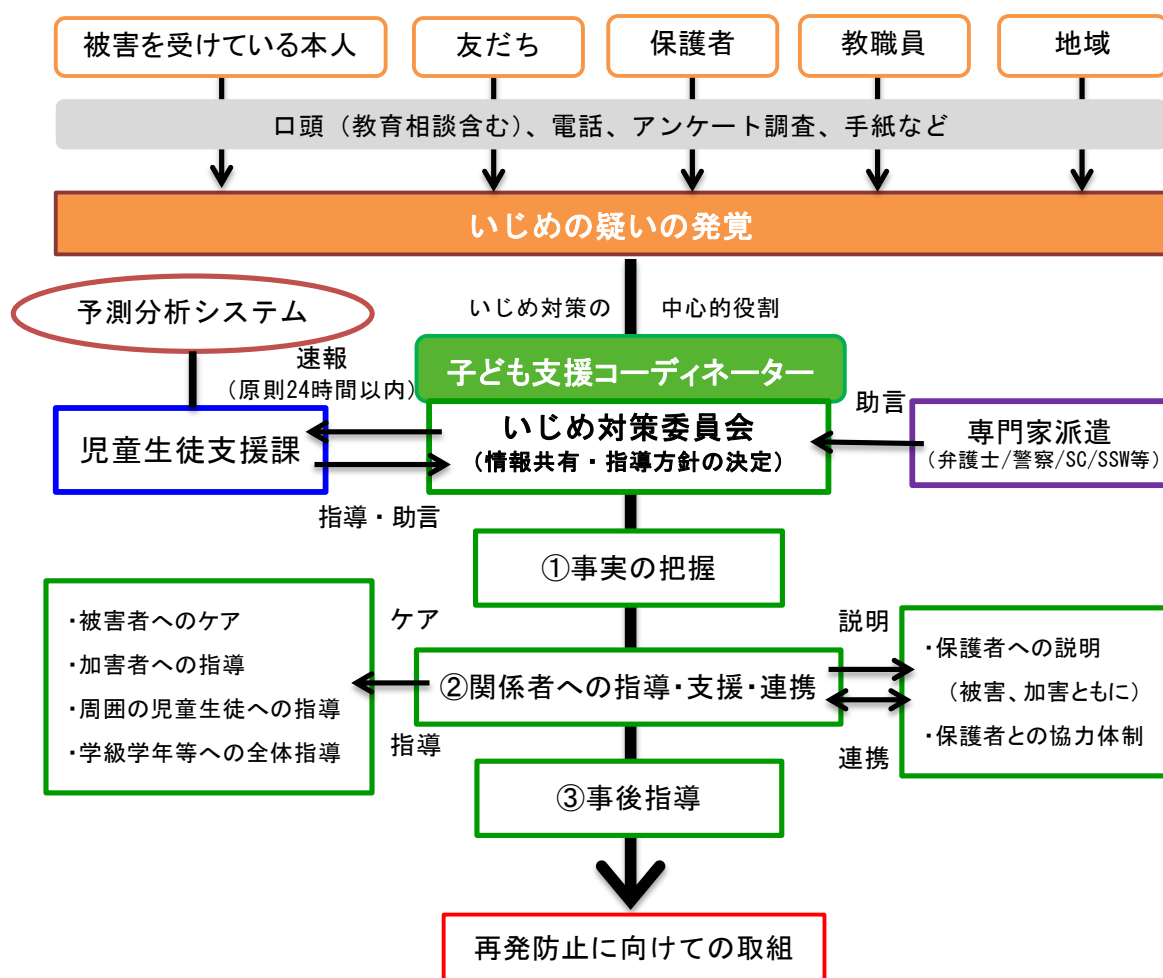
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	生徒会活動による 取り組み
4	職員会議<生徒理解> (①・②・③)	
5	クラスマネジメントシート (②・③)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (②・③) 命の学習 (①)	ありがとう週間 (①)
7	保護者懇談会 (④) 学校運営協議会 (④)	みんな遊び (①)
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	クラスマネジメントシート (②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 命の学習 (①) アンケート (②・③) 学校運営協議会 (④)	
11	情報モラル (①・④) アンケート(保護者) (②・③)	
12	保護者懇談会 (④)	みんな遊び (①)
1		
2	教育相談 (②・③) アンケート (②・③) 命の学習 (①)	ピアカウンセリング(①) ピンクシャツデー (①)
3	学校運営協議会 (④)	みんな遊び (①)
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④